

受水槽内部清掃点検等業務仕様書

京都市建設局土木管理部土木管理課

担 当：畑中、井戸

1 業務概要

本業務は、水道法第 34 条の 2 第 2 項の規定に準じ、十条換気所の小規模受水槽内部清掃等を行うものであり、以下の項目に準拠して実施すること。

2 清掃対象施設

十条換気所(京都市伏見区深草中川原町 13 番地の 7)

構造：SRC 造、地下 2 階、地上 4 階

※詳細は別紙参照

3 受水槽概要

製造者名：株式会社ブリヂストン

型式番号：SHT-15 (1.5G 仕様)

材 質：FRP 製

呼称容量：36.0m³

形状寸法：3,000×6,000×2,000H (mm)・2 槽式

4 資格要件

点検時点で、受水槽の清掃に必要な設備及び実績を有し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第 12 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業として京都府知事の登録を受けていること。

5 受水槽清掃日及び履行期限

清掃は令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までに行うものとする。詳しい日程に関しては、発注者と協議して決定する。また、作業完了後の報告書等の提出を含め、履行期限は令和 9 年 1 月 30 日までとする。

6 作業内容

(1) 受水槽及び周辺の点検

受水槽の上面、側面及び周辺を清掃し、異常の有無を確認する。

(2) 配管及び配管附属品の状況調査

受水槽に接続している配管及び配管附属品の腐食、変形及び割れ等の状況及び受水槽への異物侵入状況の調査を実施する。

(3) 排水

給水弁等を閉栓した後、受水槽に貯留している水の排水を行う。

(4) 作業前の撮影

水槽内部及び電極の腐食、変形及び割れ等を点検し、清掃前の撮影を行う。

(5) 清掃

清掃時は連通管の仕切弁を全閉し、断水することなく1槽ずつ清掃すること。水槽内部に付着した沈殿物質及び浮遊物質の除去、並びに防虫網の清掃を行い、適した洗浄液を使用して水槽内部に付着した錆及び水垢等を除去する。

(6) 残水処理

水槽内部を市水により水洗いを十分に行い、残留した洗浄液を完全に除去すること。

(7) 作業後の撮影

作業前の撮影と同じ箇所を撮影する。

(8) 消毒

適した消毒液を使用し、水槽内部を消毒する。消毒については2度以上行う。

(9) 酸素欠乏対策

酸素欠乏事故が起きないように、十分な対策を講じること。

(10) 作業の完了

清掃が終了した時点で、担当者の検査を受けること。

(11) 清掃完了に伴う水質検査

清掃完了後、市水水質検査を水道法(昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号)第34条の2第2項の規定に準じ、厚生労働大臣の登録を受けている検査機関で受検すること。市水水質検査項目は、水質基準に関する省令(平成十五年五月三十日厚生労働省令第百一号)のうち、下記11項目とする。

No.	項目名	No.	項目名
1	一般細菌	47	pH 値
2	大腸菌	48	味
9	亜硝酸態窒素	49	臭気
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	50	色度
38	塩化物イオン	51	濁度
46	有機物(全有機炭素 TOC の量)		

7 作業前提出書類

清掃作業実施までに次の書類を提出すること。ただし、(4)作業計画書については、契約日から2週間以内に発注者に提出し、その内容について承諾を受けること。なお、当該受水槽は2槽式のため、断水の期間が生じないような計画とすること。

(1) 貯水槽清掃作業監督者の資格証(写し)

(2) 作業従事者の直近の保菌検査記録(写し)

なお、検査項目は赤痢、サルモネラ(腸チフス・パラチフス菌)、O-157の3項目とする。

(3) 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書(写し)

(4) 作業計画書(業務概要、作業工程、作業体制、緊急時連絡表、安全衛生管理等)

8 作業完了後提出書類

清掃完了後は、次の書類を速やかに1部作成し、ファイルに編冊して発注者に提出すること。

- (1) 清掃作業報告書(使用した洗浄液及び消毒液の名称等も記載すること)
- (2) 水質検査成績書
- (3) 清掃前後のカラー写真

9 安全管理

作業の安全管理は、受注者の責務とする。特に、酸素欠乏、墜落及び工具等の落下による事故が起きないように対策を講じること。

10 支払

報告書を受諾後、請求に基づき支払うものとする。

11 その他

- ・ 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。
- ・ 受注者の保証期間は1年とし、この期間内において点検清掃が原因により故障が発生した場合は、受注者の負担において速やかに修理すること。
- ・ 作業中、万一建物その他の物件等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において適切な処置及び修繕を行い、原状復旧すること。
- ・ 受注者は業務に対して特に衛生面及び安全に留意し、誠実に実施すること。また、本業務により入手した全ての情報について、発注者の承認を得ずに公表及び第三者に漏らしてはならない。
- ・ 当該受水槽はトンネル内の換気及び管制施設内にある。施設の特性上、進入禁止箇所もあるため、作業動線については発注者と協議のうえ決定すること。
- ・ 作業に際し、十条換気所3階に常駐しているトンネル管制等業務委託業者と調整を図ること。

12 見積提出方法ほか

- ・ 見積書の宛先は「京都市長」としてください。
- ・ 件名は「受水槽内部清掃点検等業務」としてください。
- ・ 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載してください。
- ・ 見積書は原本郵送又はメールにて送付してください。
- ・ 送付の際は担当者の氏名（フルネーム）及び連絡先を見積書に明記してください。
- ・ 原則、契約予定相手方のみに連絡を差上げます。

13 問合せ及び見積送付先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市建設局土木管理部土木管理課（京都市役所分庁舎 3F）

担 当：畑中、井戸

電 話：222-3591（河川整備課番号）

E-mail：haqbd156@city.kyoto.lg.jp（畑中宛）